

数進出しているドイツ、韓国、米国のカリフォルニア州やニューヨーク州などの地域の外国関係会社が対象から除外されると見込まれている<sup>3)</sup>。

2024年度以降の国内ミニマム課税の法制化により、外国子会社合算税制の適用による外国税額控除制度等も、今後の改正の対象とされる見込みである。

(2) 日本経済団体連合会による「令和5年度税制改正に関する提言のうち「第2の柱」の導入に伴う外国子会社合算税制(CFC税制)の見直し」  
 「(1) 判定対象の大幅な絞り込み等を通じた制度の簡素化」では、「租税負担割合20%以上30%未満の判定対象となる外国関係会社が大幅に増加したとの指摘が多く、企業から寄せられている。しかしながら、合算税額が発生している企業数及びこれら合算税額の規模は決して大きいものとは言えない。これに加えて、同一の外国関係会社がある事業年度で判定したとしても、その後続事業年度において例えばベーパーカンパニーの実体基準、管理支配基準への該当有無に変更がないかを毎年確認する必要がある。これを踏まえ、租税回避の意図がないにもかかわらず、合算税額が生じないことを証明するために、膨大な事務負担が生じているのが現状である」と言わざるを得ない。また、租税負担割合の計算に係る実務も煩雑であるとの企業側の指摘も多い。こうした背景から、判定対象の大幅な絞り込みは必須である。まずは、租税負担割合20%以上30%未満のレンジを廃止し、20%基準への一本化を図ることが望ましい」とある。

(3) 経済産業省「令和5年度(2023年度)経済産業関係税制改正について」

## (2) 2023年度改正の見直し

2023年度税制改正では、外国子会社合算税制について前頁図表10の見直しが行われた(前頁図表11)。

前記の改正は、内国法人の2024年4月1日以後に開始する事業年度について適用される(改正法附則48、改正措規附則1四)。

## 上場株式等の配当等に係る租税条約等の適用 手続

上場株式等の配当等に係る租税条

約等の適用手続について、光ディスク等による税務署長に対する提供に代えて、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により提供することができるとされ、2024年7月1日以後に提供する事項につ

いて適用される(実特規2、2の5、改正実特規附則1)。

## 第2章

# 電帳法の適用要件の緩和、猶予措置等 納税環境整備に関する 改正の実務ポイント

### (この章のエッセンス)

● 電子帳簿等保存は法人税と所得税における帳簿等制度を対象とするものであるため、2023年度改正も、消費税は対象とならない。消費税について「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」を受ける場合の帳簿の範囲は従来どおりである。

● 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」は、2024年1月1日以後に法定申告期限等が到来する、申告所得税・法人税

について適用されるため、法人の2023年1月1日以後開始事業年度について帳簿範囲を見直すことで、事務負担の軽減を図ることが可能となる。

● 改正後の猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要があることに留意が必要である(改正前の宥恕措置では、書面の提示・提出のみ)。

● 改正後の猶予措置は、対象者および期限について限定は付されていない

## 電子帳簿等保存制度の見直し

ない(ただし、申告所得税・法人税について適用)が、「電磁的記録の保存をすることができなかったこと」について相当の理由があると認められる場合について、今後の情報に注意が必要である。

### (1) 2023年度改正の概要

電子帳簿等保存制度は、2021